

アーバンコーポレイション株主被害事件 提訴のご報告

平成20年11月7日

司法記者クラブ
マスコミ関係者 各位

アーバンコーポレイション株主被害弁護団
代 表 弁護士 荒 井 哲 朗
 弁護士 島 幸 明
 弁護士 青 木 知 己
 弁護士 白 井 晶 子
 弁護士 石 岡 良 子

(連絡先事務所)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-19-5
虎ノ門1丁目森ビル2階
あおい法律事務所
電話03-3501-3600 FAX03-3501-3601
arai@aoi-law.com

第1 本件事件の概要

1 株式会社アーバンコーポレイション（以下、「同社」）は、平成20年6月26日付臨時報告書（及び同月30日付有価証券報告書）において、BNP Paribas S. A.（以下、「BNPパリバ」）に対して新株予約権付社債（以下、「本件CB債」）を300億円で発行し、この300億円は「短期借入金を始めとする債務の返済に使用する予定」と報告、発表し、その後、同年7月11日には予定通りBNPパリバから300億円が支払われたと発表した。

市場は、同社は当面の資金繰りができ、課題であった財務体質の強化が一步前進したと受け止めた。

2 ところが、同年8月13日の東京証券取引所取引終了後、同社は上記臨時報告書の訂正報告書を提出し、本件CB債の手取金の使途を「財務基盤の安定確保に向けた短期借入金を始めとする債務の返済に使用」から「割当先との間で締結するスワップ契約に基づく割当先への支払に一旦充当し、同スワップ契約に基づく受領金を財務基盤の安定確保に向けた短期借入金を始めとする債務の返済に使用」に訂正すると報告、発表し、実際には300億円の資金調達ができなかったことを明らかにし、併せて東京地方裁判所に民事再生手続の開始を求め、同月18日午後5時付けで開始決定を受けた。

3 8月14日に公表された同社の四半期報告書によると、同スワップ契約に基づき元本300億円から営業日毎にCB債転換価格（344円）と対象株数の積算分が減額され、一方BNPパリバは各営業日毎の株価に連動する一定の計算式で算出される金額を同社に支払うが、株価が予め定められた下限価格を下回ると支払われない旨定められていた。

さらに、同年8月18日に開催された債権者説明会では、BNPパリバから

同社に実際に入金があったのはわずか9.2億円であり、一方スワップ契約が解約になったことにより同社には5.8億円の損失が発生していると発表された。

4 同社の株価は、同年8月13日には62円（同日終値）であったが、上記訂正報告書が公表された翌日から急激に下落し、上場廃止前には1円での取引も成立しない状況になった。

5 東京証券取引所は、同年9月12日付で、同社が同年6月26日付で行った「2010年満期転換社債型新株予約権付社債の発行（第三者割当）のお知らせ」は不適正開示であるとの判断を示している。

金融庁は、同年10月10日付で、上記臨時報告書に関して、金商法上の虚偽記載に当たると認定し、金150万円の課徴金納付命令にかかる審判手続開始を決定した。

金融庁は、さらに、同月24日、本件有価証券報告書についても、金商法上の虚偽記載に当たると認定し、金1081万円の課徴金納付命令にかかる審判手続開始を決定した。

6 同社自体は、上記課徴金の支払によって一定の法的措置を受けたとしても、同社の虚偽記載によって損害を被った一般投資家の被害補填は実施されていない。

臨時報告書等の虚偽記載による投資家の被害はいわゆる自己責任論の範囲外であり、法はその補填を予定している。そこで、金商法等に基づく損害賠償による被害者救済を図るべく、弁護団を結成し、民事再生手続を通じた追及とは別に関係者らの民事責任を追及すべく準備を行い、本日の提訴に至った。

今後、弁護団は、本裁判を通じて、関係者らの民事責任を徹底して追求していく所存である。

第2 本日の提訴内容について

事件番号 平成20年（ワ）第32110号

係 属 部 東京地方裁判所民事第4部

第3 原告について

1 原告対象者

今回、弁護団は、金商法21条の2第1項に該当する一般投資家を原告対象者とした。

すなわち、同社株式を、流通市場において、臨時報告書等に虚偽記載がなされた平成20年6月26日以降である平成20年6月27日から、同報告書の訂正がなされた同年8月13日までの期間に取得し、同月14日以降に同社株式を処分し、もしくは、同日以降も同社株式を保有する者を原告対象者とした。

2 原告の概要

原告全体の概要は以下のとおりである。

(1) 原告の人数250名（内個人：247名・法人：3名）

(2) 損害額（被害金額）

総請求金額 7 億 7 7 9 2 万 3 7 4 0 円

1 人あたりの損害金額 7 万円から 2 3 0 0 万円

第 4 被告らについて

金商法 2 4 条の 5 第 5 項、同法 2 2 条、同法 2 1 条に基づき、臨時報告書等への虚偽記載がなされた平成 2 0 年 6 月 2 6 日当時、アーバンコーポレイションの役員（取締役、監査役）の地位にあった者計 1 4 名を被告とした。元検事総長であるとか、弁護士であるとか、公認会計士であるとか、金融取引の知識経験が多くあると考えられる経歴の者が相当数おり、きちんと責任を取らせることが必要であると思う。

第 5 損害の算定

損害額の算定に際しては、以下の①を最大値として、①②のいずれかの方法により算定した。

同社の株式の現在価値はゼロとした。

①取得価格に基づく算定

保有者：取得時支払価格×株数

処分者：取得時支払価格×株数－売却価格×売却株数

②金商法上の推定規定（2 1 条の 2 第 2 項）に基づく算定

同規定によって推定される損害は、本件公表がなされた平成 2 0 年 8 月 1 3 日以前の 1 か月間の日々の株価を単純に平均するという算定方法によると、平均株価がそれぞれ約 1 3 3 . 5 円、約 4 . 1 8 円であり、その差額は約 1 2 9 . 3 1 円となる。

これを 1 株当たりの損害として損害額を算定した。

保有者：1 2 9 . 3 1 ×株数

処分者：1 2 9 . 3 1 ×株数－売却価格×売却株数

第 6 今後の方針

訴訟手続による被害回復が第一。

民事再生手続との関係では査定の申立、査定異議の訴えの提起・追行。

第 2 次訴訟は年内に行う予定。参加者の受付は主として弁護団のホームページを介して行うこととする予定。

弁護団の HP は既に開設されている。

以 上